

解体・改修工事を行う
施工業者の皆様へ

🔑 建築物に係る石綿の事前調査は、適切に調査を実施するために、必要な知識を有する者として、厚生労働大臣が定める者に行わせなければなりません！

令和5年10月1日
着工の工事から

建築物の事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」又は「日本アスベスト調査診断協会の登録者」が行う必要があります！

🔑 建築物の事前調査を実施することができる者

- ◇ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ◇ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ◇ 一戸建て等石綿含有建材調査者
一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定
- ◇ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



石綿総合情報ポータルサイト

検索

厚生労働省

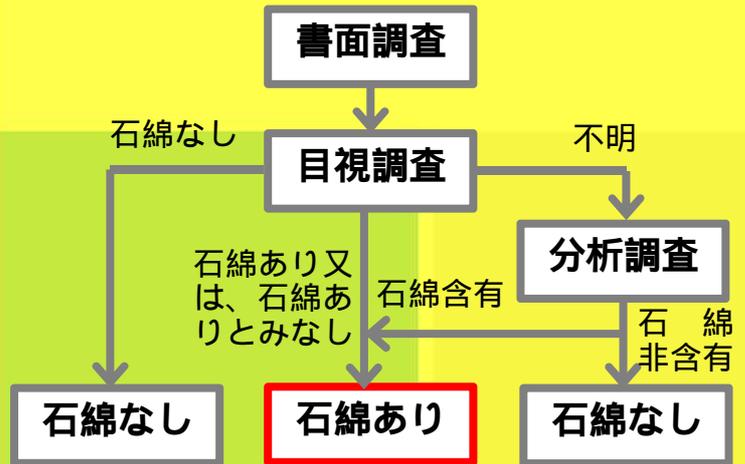
兵庫労働局・各労働基準監督署



事前調査

建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に石綿の使用の有無の調査を行わなければなりません！

事前調査の流れ



一定規模以上の工事は、あらかじめ、元請事業者が労働基準監督署に対して、「事前調査結果の報告」を行う必要があります！

🔗石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。システムの利用にはGビズIDが必要です。
GビズIDの発行手続き

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム

検索



事前調査結果報告の対象工事

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物（建築物に設ける建築設備を含む）	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物	解体・改修	請負金額が税込100万円以上